

令和7年12月12日
消防庁

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等に対する 意見公募

消防庁は、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等について、令和7年12月13日（土）から令和8年1月16日（金）までの間、意見を公募します。

1 改正内容

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）を改正するものです。概要については、別紙2を御覧ください。

2 意見公募対象及び意見公募要領

- 意見公募対象（別紙3及び別紙4参照）
 - ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
 - ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）
- 意見公募要領の詳細については、別紙1を御覧ください。

3 意見公募の期限

令和8年1月16日（金）（必着）（郵送についても、締切日に必着とします。）

4 規制の事前評価

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）については、意見募集に先立ち、総務省において規制の事前評価を実施しております（別紙5参照）。

5 今後の予定

意見公募の結果を踏まえ、当該省令・告示を公布する予定です。



（事務連絡先）

消防庁予防課危険物保安室 石野補佐、鈴木

TEL 03-5253-7524（直通）

E-mail: fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には「@」に変更してください。

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）
- ・危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（案）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備を行うため、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）を改正するものです。

3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（4）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）により提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス : fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いします。

- ※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願ひいたします。
- ※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。
- ※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

（3）郵送する場合

- 〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2
総務省消防庁予防課危険物保安室 あて
別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。
- ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW
 - ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）
 - ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。
なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

（4）FAX を利用する場合

- FAX 番号：03-5253-7534
総務省消防庁予防課危険物保安室 あて
※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。
なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

5 意見提出期間

- 令和 7 年 12 月 13 日（土）から令和 8 年 1 月 16 日（金）まで（必着）
※郵送についても、締切日に必着とします。

6 留意事項

- ・意見が 1000 字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予

防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。

- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあっては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあってはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わなことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することができます。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることができますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担当：石野、鈴木

電話：03-5253-7524

FAX：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu_atmark_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@（半角に修正してください）に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省消防庁
予防課危険物保安室 あて

郵便番号
(ふりがな)
住所 (所在地)
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体名等) (注1)
電話番号
電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令及び危険物の規制に関する
技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件について

令和7年12月
消防庁危険物保安室

「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の結論を踏まえ、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「規則」という。）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号。以下「告示」という。）を改正する。

1. 改正内容

（1）顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における条件付自動制御装置の導入に係る規定の整備

① 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の位置、構造及び設備の基準に係る特例規定の整備【規則第28条の2の5関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において、条件付自動制御装置（使用条件を満たす場合に、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び制御（以下「顧客の給油作業等の監視等」という。）を代替して自動的に行う装置）を設ける場合には、以下の基準によることとする。

- i 顧客用固定給油設備等の周囲の状況の監視及び顧客の給油作業等の監視等を行うための監視設備等の機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行うことができる位置に設けること。
- ii 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。
- iii 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行っている旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

② 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準に係る見直し【規則第40条の3の10関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所で、条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、以下の基準のいずれにも適合するときは、規則第40条の3の10第1項の規定の一部を適用しないこととする。

- i 当該条件付自動制御装置、規則第28条の2の5第8号イの監視設備等の機

器及び同号口の記録装置が正常に作動しているとき。

- ii 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。
- iii 火気その他安全上の支障がないとき。
- iv 給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。
 - ・ i ～ iv のいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに規則第 28 条の 2 の 5 第 6 号ハ及びニに規定する制御装置を確実に操作することができること。
 - ・ 危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずることができること。

③ 予防規程に定めなければならない事項の追加 【規則第 60 条の 2 関係】

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所のうち、条件付自動制御装置を設けるものにあっては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関する事項を予防規程に定めることとする。

④ 条件付自動制御装置の機能に係る規定の整備 【告示第 4 条の 53 及び第 4 条の 54 関係】

新告示において、条件付き自動制御装置の機能の技術上の基準を定める。

(2) その他、所要の規定の整備 【規則第 40 条の 3 の 10 関係】

2. 施行期日

公布の日の翌日から施行する。

3. 経過措置

この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

○ 総務省令第 号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十四条の二第一項並びに危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第十七条第五項及び第二十七条第六項第一号の三の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年 月 日

総務大臣 林 芳正

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二の五 前条の給油取扱所に係る令第十七条第五項の規定による同条第一項に掲げる基準を超える特例は、次のとおりとする。

〔一～七 略〕

八 条件付自動制御装置（当該装置の使用条件を満たす場合において、給油取扱所の係員が行う顧客の給油作業等の監視及び第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）による制御を代替して自動的に行う装置であつて、告示で定める機能を有するものをいう。以下同じ。）を設ける場合（次号に規定する場合を除く。）にあつては、次に定めるところによる。）

イ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の周囲の状況の監視並びに顧客の給油作業等の監視及び制御（以下「顧客の給油作業等の監視等」という。）を行うための監視設備その他の条件付自動制御装置の機能を確保するための機器を、全ての顧客の給油作業等の監視等を自動的に行なうことができる位置に設けること。

ロ 条件付自動制御装置の作動状況等を記録するための装置を設けること。

ハ 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行つてある旨及び顧客の給油作業等に係る注意事項を給油取扱所の見やすい箇所に表示すること。

九 給油取扱所の係員が行う第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）による制御を代替して自動的に行なうことができる条件付自動制御装置であつて、告示で定める機能を有するものを設ける場合にあつては、前号イからハまでに定めるところによる。

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次項に定めるものほか、次のとおりとする。

〔一～二 略〕

三 次に定めるところにより顧客の給油作業等を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行なうこと。

〔イ 略〕

ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。以下この号において同じ。）を用いて

(顧客に自ら給油等をさせる屋外給油取扱所の特例)

第二十八条の二の五 「同上」

〔新設〕

〔新設〕

九

（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準）

第四十条の三の十 令第二十七条第六項第一号の三の規定による顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における取扱いの基準は、次項に定めるものほか、次のとおりとする。

〔一～二 同上〕

三 「同上」

〔イ 同上〕

ロ 顧客の給油作業等が開始されるときには、火気のないことその他安全上支障のないことを確認した上で、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

二 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

〔ホ 略〕

2|| 条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行う場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、前項第三号イからハまでの規定（当該条件付自動制御装置が第二十八条の二の五第九号に規定するものである場合には、前項第三号イからニまでの規定）は、適用しない。

一 当該条件付自動制御装置、第二十八条の二の五第八号イの機器及び同号ロの装置が正常に動作しているとき。

二 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしているとき。

三 火気その他安全上の支障がないとき。

四 給油取扱所の係員が、次の要件を満たしているとき。

イ 前三号のいずれかに該当しなくなつた場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、顧客の給油作業等の監視等を引き継ぎ、並びに第二十八条の二の五第六号ハ及びニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）を確実に操作することができる。

ロ 危険物の流出その他の事故が発生した場合において、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講ずることができる。

（予防規程に定めなければならない事項）

第六十条の二 法第十四条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は、次項、第四項又は第六項に定める場合を除き、次のとおりとする。

〔二～八の六 略〕

八の七 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（条件付自動制御装置を設けるものに限る。）に

あつては、当該条件付自動制御装置の使用条件その他当該条件付自動制御装置を使用して顧客の給油作業等の監視等を行うときの保安のための措置に関すること。

ハ 顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備のホース機器が使用されていないときには、第二十八条の二の五第六号ハ又は同条第七号イに規定する制御装置を用いてホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

二 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、第二十八条の二の五第六号ニ又は同条第七号ロに規定する制御装置によりホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

〔ホ 同上〕

〔新設〕

（予防規程に定めなければならない事項）

第六十条の二 「同上」

〔二～八の六 同上〕

〔新設〕

「九〇十四 略」
〔2～7 略〕

「九〇十四 同上」
〔2～7 同上〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日の翌日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○ 総務省告示第 号

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年總理府令第五十五号）第二十八条の二の五第八号及び第九号の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年 月 日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(条件付自動制御装置の機能)

第四条の五十三 規則第二十八条の二の五第八号の告示で定める機能は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げるところにより、顧客の給油作業等の監視等を代替する機能

イ 顧客の給油作業等が開始される場合において、火気その他安全上の支障がないと判断したときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。以下同じ。）を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を開始し、顧客の給油作業等が行える状態にすること。ただし、ハ及び次号ロに規定する機能により顧客の給油作業等が行えない状態にした場合（ハ1に該当する場合を除く。）又は規則第四十条の三の十第一項第三号ニの規定により係員が給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にした場合には、同条第二項第一号から第三号までのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、再び顧客の給油作業等が行える状態にしてはならない。

ロ 顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、安全上の支障を及ぼすおそれがあるとき又は火災その他の危険があるときは、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。

ハ 次のいずれかに該当するときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

(1) 顧客の給油作業等が終了したとき。

(2) 火災その他の危険があるとき。

(3) 安全上の支障を及ぼすおそれがある場合において、ロの報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないとき。

二 条件付自動制御装置の正常な機能が確保されない場合において、次に掲げるところにより、当該条件付自動制御装置を使用した顧客の給油作業等の監視等を給油取扱所の係員に引き継ぎ、又は顧客の給油作業等が行えない状態にする機能

イ 次のいずれかに該当するときは、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知すること。ただし、次のいずれかに該当することを係員が覚知することができる場合は、この限りでない。

(1) 当該条件付自動制御装置、規則第二十八条の二の五第八号イの機器又は同号ロの装置が

〔新設〕

正常に作動していないとき。

- (2) 当該条件付自動制御装置の使用条件を満たしていないとき。

ロ イの報知が行われたにもかかわらず、顧客の給油作業等の監視等が速やかに係員に引き継がれたことを確認できないときは、規則第二十八条の二の五第六号ハに規定する制御装置を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を停止し、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。

(危険物の供給を一斉に停止することができる条件付自動制御装置の機能)

第四条の五十四 規則第二十八条の二の五第九号の告示で定める機能は、次に掲げるところにより、顧客の給油作業等の監視等を代替する機能とする。

一 顧客の給油作業等の状況を監視するとともに、非常時その他安全上支障があると認められる場合には、音声又は警報音及び制御機器の映像面への表示により、その旨を係員に報知する二。

二 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、規則第二十八条の二の五第六号ニに規定する制御装置（顧客の給油作業等を制御するための可搬式の制御機器に設ける場合を含む。）を自動的に制御してホース機器への危険物の供給を一斉に停止し、給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にすること。

三 前号に規定する機能により給油取扱所内の全ての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取扱いが行えない状態にした場合には、規則第四十条の三の十二第二項第一号から第三号までのいずれにも該当することを係員が確認した後でなければ、再び顧客の給油作業等が行える状態にしてはならないこと。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の一重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この告示は、公布の日の翌日から施行する。

規制の事前評価書（簡素化 A）

法 令 案 の 名 称 : 危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令案等

規 制 の 名 称 : セルフ給油取扱所において給油作業等の監視等を代替する
AIシステムの導入を可能とする規定の追加

規 制 の 区 分 : 新設 拡充 緩和 廃止

担 当 部 局 : 総務省消防庁予防課危険物保安室

評 価 実 施 時 期 : 令和 7 年 12 月

★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。
また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

ii

(該当理由)

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油作業等の監視及び制御を代替する条件付自動制御装置の導入を可能とする緩和措置であり、また、システムを導入するかは事業者が選択可能なことから、負担の合計は年間 10 億円未満と推計される。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が 1 回当たり 1 万円未満と推計※されるもの（様式2—①） ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10 年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間 10 億円未満と推計されるもの（様式2—①）

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- 顧客に自ら給油等をさせる給油取引所（以下「セルフ給油取扱所」という。）において、係員による給油作業等の監視及び制御（以下「給油作業等の監視等」という。）を代替する条件付自動制御装置（以下「AI システム」という。）を一定の条件下で導入可能とする規定を追加する。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- 過疎地域における人口減少を背景として、給油取扱所の人手不足と、それに伴う地域のエネルギー供給の安定性確保が課題となっており、その解決方法の一つとして、セルフ給油取扱所における顧客の給油作業等の監視等を AI システムに代替させることによって、業務の省人化・効率化を実現することが期待されている。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- 「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」の報告書（令和 7 年 3 月 25 日）を踏まえ、セルフ給油取扱所において、給油作業等の監視等を代替する AI システムを一定の条件下（注）で導入可能とする。

（注）AI システムが使用条件を満たした上で正常に作動しており、かつ、火気その他安全上の支障がない場合等

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- 現状、セルフ給油取扱所においては、顧客の給油作業等の監視等について、固定式の制御卓に配置された係員又はタブレット端末等の可搬式の制御機器を持った係員が行っているところ、AI システムに給油作業等の監視等を代替させることで、セルフ給油取扱所の業務の省人化・効率化が見込まれる。なお、事後評価の際には、AI システムの導入状況や、業務の省人化・効率化の状況等を把握した上で検証を行う。
- さらに、実証実験の結果、AI システム導入後も顧客の給油作業等に係る安全を確保できる運用体制が可能であることを確認している。

3 負担の把握

【緩和・廃止】

＜規制緩和・廃止により顕在化する負担＞

- AI システムが使用条件を逸脱した場合や、安全上の支障を及ぼすおそれがある場合には、給油作業等の監視等は係員に引き継がれることから、安全性は規制緩和前と変わらず、「規制緩和・廃止により顕在化する負担」は見込まれない。

＜行政費用＞

- 新たに AI システムをセルフ給油取扱所に設置する場合、市町村長等が当該設置に係る変更許可や完成検査を実施する必要があるが、その費用については、当該許可及び検査に係る作業を消防吏員 1 人で 1 時間かけ

て行うと仮定し計算すると、

1,991 円/時間 (※) × 1 時間 = 約 1,991 円/件と推計される。

(※) 消防署の担当者の平均基本給月額は、総務省「令和 6 年 地方公務員給与の実態」の「第 2 統計表」「第 5 表 職種別職員の平均給与額」「1 (1) 全地方公共団体」の「消防職」の給料月額より 308,642 円である。時給は、308,642 円/月 ÷ (7.75 時間 × 5 日 × 4 週間) ≈ 1,991 円/時間と計算される。

- また、AI システムを設置したセルフ給油取扱所で火災が発生した場合の被害の状況等は、既存の制度である消防本部からの火災報告の内容を精査することにより確認及び検証が可能であるため、新たなモニタリングの必要性は生じない。

4 利害関係者からの意見聴取

【緩和・廃止】

- 意見聴取した 意見聴取しなかった

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- 一定の条件下において、係員による給油作業等の監視等を AI システムが代替することができることについて、オブザーバーである関係業界団体から特段異論はなかった。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- 危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会（令和 6 年 7 月 1 日、令和 6 年 12 月 9 日、令和 7 年 3 月 5 日）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-158.html

5 事後評価の実施時期

【緩和・廃止】

- 施行後おおむね 5 年以内に事後評価を実施予定。